

令和2年5月6日

【関係者各位】

株式会社大日製作所

緊急事態宣言の延長を踏まえての弊社対応について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を5月31日まで延長する、との安倍首相の表明を受けて、弊社として社員やその家族、お客様、地域の方々の健康被害を最小限に抑えることを最優先とし、感染の流行を早期に終息させるための措置として、引き続き下記のとおり感染予防対策を実施いたします。

勤務形態や事業活動の制限からお客様にはご不便をお掛けすることもあり、誠に恐縮ではございますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■弊社社員の勤務について

●出張の制限

特定警戒都道府県への出張はいたしません。

特定警戒都道府県以外への出張も原則いたしません。

* 「特定警戒都道府県」・・・東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、岐阜、愛知、京都

●営業活動の制限

お客様への訪問は原則としていたしません。

電話やメールでの対応とさせていただきます。

■その他の対応について

●構内への入場制限及び入場条件

特定警戒都道府県からの入場はご遠慮いただけますようお願いいたします。

業者の方が入場される場合は、事前の体温測定及び入場時の手指の消毒、マスクの着用をお願いいたします。（※37.0℃以上の発熱の症状がある方は入場出来ません。）

●個人の感染予防の徹底

手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケットのほか、弱酸性次亜塩素酸水での消毒を徹底し、不要不急の外出は自粛するよう指導しています。

また、毎日の体温測定を実施し、37.0℃以上の発熱の症状がある場合は自宅待機としております。

※上記の感染予防対策実施期間は2020年4月17日（金）から緊急事態宣言が解除されるまでとする。